

令和6年7月総会議事録

1. 招集通知日 令和6年6月24日
2. 開催日時 令和6年7月25日（木）午後1時30分から午後2時45分
3. 開催場所 もみじホール2階 会議室2
4. 出席委員 (農業委員12名)
会長 8番 高橋 正
会長職務代理 1番 岡部 公史
副会長 4番 古家 勝夫
2番 網野 和夫 3番 木田 好美、5番 佐藤 稔、
6番 守屋 光泰、10番 奈良 壽弘、11番 高橋 範朗、
12番 小俣 億学、13番 石井 太郎、14番 富澤 太郎

(推進委員14名)
細川 正一、上條 政教、小田 廣幸、大庭 正廣
中村 誠、大神田 眞、不動田 典、平本 美好、
原田 芳仁、小俣 和利、山下 雅一、上原 千歳、
高橋 純一、白鳥 孝雄
5. 欠席委員 (農業委員2名)
7番 小俣 幸市、9番 山崎 範夫
6. 議事日程 第1. 議長選出
第2. 議事録署名委員の指名
第3. 農地法に基づく許可案件の審議
第4. その他
7. 出席した農業委員会事務局職員
農業委員会担当リーダー 瀧森 哲也
農業委員会担当 臼井 藍

8. 会議の内容

事務局 お疲れ様です。それでは、ただ今より令和6年7月農業委員会総会を始めます。次第に沿って進めさせていただきます。では開会にあたり開会の挨拶を岡部公史会長職務代理よりお願いいたします。

岡部公史会長 職務代理 ただ今より7月の総会を始めます。それでは、皆様ご起立をお願いします。

全員 ～互礼～ よろしくをお願いします。

事務局 開会宣言。本日の農業委員さんの出席数は12名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。
続いて会長挨拶、高橋会長お願いいたします。

高橋会長 ～挨拶～

事務局 ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。

～議長選出～

議長 会議規則によりまして、私が議長を務めさせていただきます。議事進行がスムーズに進められますよう皆様方のご協力をお願いいたします。本日の議事録署名委員は、1番岡部公史委員と、10番奈良壽弘委員をお願いいたします。

それでは議題に移ります。本日の案件は農業経営基盤強化法による利用権設定の申請が3件、農地法第3条の規定による許可申請が1件、農地法第4条の規定による許可申請が6件、農地法第5条の規定による許可申請が6件となっております。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 ～議案説明～

議長 ありがとうございました。農業経営基盤強化法による利用権設定の申請です。1件目は大目地区になります。借主が[]のため、

利害関係人となりますので、お手数ですが一度離席をお願いいたします。担当の細川さん報告をお願いします。

説明委員

上野原地区担当の推進委員の細川です。農業経営基盤強化促進法 18 条の申請があり 7 月 17 日に現地調査を行いましたので調査結果を報告いたします。立会人は利用権を設置する、[REDACTED]、利用権の設定を受ける [REDACTED]、事務局から瀧森リーダー、臼井さん、農業員会から地区農業委員の岡部さん、高橋会長、推進委員細川、上條の 8 名で行ってきました。

申請場所が地図の 2 ページをご覧ください。[REDACTED] [REDACTED] m ほど下ったところの左側のちょっと斜面の畑になっています。場所は [REDACTED]、[REDACTED] と [REDACTED] [REDACTED] が 4 筆の右側の方にあります。[REDACTED] 降りで少しいったところになります。全部で [REDACTED] m²の [REDACTED] 筆です。今回利用権の設定を受ける [REDACTED] さんはこの地区で農業を行っており経営を拡大して農業を充実したい申請です。耕作に必要な農機具も揃っておりますのでこの申請はなんら問題ないと思われます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

補足委員

今推進委員から報告がありました。あと写真の方は裏にありますが、草ばかりに見えますがわらびと菊芋を耕作しているという話です。私のところの中山間の直払いの集落農地になっていて、その中で利用権設定ということになっています。

議長

ほかに何かご質問、意見ありませんでしょうか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議

全員挙手

議長

全員賛成で、この議案については可決されました。
続いて、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の申請、2 件目も大目地区になります。引き続き担当の細川さん報告をお願いします。

説明委員

担当の細川です。先ほどと同じように7月17日に現地調査を行いましたので調査結果を報告いたします。立会人は利用権を受ける[]さん、事務局から瀧森リーダー、臼井さん、農業員会から地区農業委員の岡部さん、高橋会長、推進委員上條さん、細川の7名で行ってきました。

申請地は地図を見ていただきたいのですが、地図の左上の見えていない部分に[]があります。[]
[]mほどいった左側です。場所は[]筆です。今回、利用権の設定を受ける[]さんはこの地区で農業を行っており、[]です。前の持ち主が亡くなりまして、相続で少し申請が遅れましたが落ち着いたところで今回の申請になりました。

5 ページの写真をご覧ください。[] さんはこの辺でキヌアを栽培している方でこの農地はすべてキヌアを作っています。耕作に必要な農機具も揃っていて問題のない申請だと思います。ご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。引き続きの更新ですので特に問題ないと思います。

無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議

全員举手

議長

全員賛成で、この議案については、可決されました。

続いて、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の申請、3件目も大目地区になります。担当の上條さん報告をお願いします。

説明委員

利用権設定の担当の上條です。7月17日に現地調査に行ってきたので報告させていただきます。立会人は利用権の設定を受けます、[REDACTED]さん、農業員会から地区農業委員の岡部さん、高橋会長、推進委員細川さん、事務局から瀧森リーダー、臼井さん、そして私上條です。

今回の申請は農業経営基盤強化促進法第 18 条で利用権の設定者は
 ■■■■さん上野原にお住まいの方です。当日は参加しておりませ
 ん。利用権の設定を受ける方は■■■■さん。■■■■
 にお住まいです。地図は 6 ページをご覧ください。申請地は■■■■

キロメートルは
 〇.〇〇で行ったところ、〇.〇〇、
 更に左に上っていった場所です。
 地番は〇〇〇〇、面積は〇〇〇㎡で、南向きの日当たりのよい場所になっています。〇〇〇さんは隣接地ですでに農業を積極的に行っていて更に経営を拡大して農地を増やしていき、季節の野菜等を主要作物とした経営をしていくとのことです。経営面積も申請地含めて〇〇〇㎡あり、特に問題ないと思いますがご審議の程お願いいたします。

議長 ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 全員賛成で、この議案については、可決されました。
次に、農地法第3条の規程による許可申請1件目は大目地区になります。担当の細川さん報告をお願いします。

説明委員 担当の細川です。7月17日に現地調査を行いましたので調査結果を報告いたします。立会人は申請人の代理人で[]さん、事務局から瀧森リーダー、臼井さん、農業員会から地区農業委員の岡部さん、高橋会長、推進委員上條さん、細川の7名で行ってきました。

申請場所は地図を見ていただきたいのですが、[] []の北側にあります。道上は崖になっていまして崖の上に畑があります。

[] 筆で計 [] m²です。次のページの写真をみてもらうと分かるのですが現在は竹藪になっていて、手が入っていない状況になっています。譲渡人は遠距離に住んでいるため農業を続けていくのが困難です。譲受人は居住地を含め、農地を取得と農業を充実したい申請です。農業経験はありませんが、竹林を整備し栽培を行う予定です。耕作に必要な農機具は揃っておりますのでこの申請は問題ないと思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。さきほどの■■■■■の利用権設定の畑への入口の近くになります。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 全員賛成で、この議案については、可決されました。
次に、農地法第4条の規定による許可申請1件目は上野原地区になります。担当の上原さん報告をお願いします。

説明委員 資料の12ページになります。7月18日に現地調査を行いましたので、この結果を報告します。立会は申請人の代理の■■■■■、農業委員会からは岡部職務代理、奈良委員、事務局から瀧森リーダー、臼井主事です。
場所は■■■■■mほど入った先が申請地となります。申請内容は申請地を宅地造成し、近い将来自宅を建築したいとのことですが、申請人は申請地に本年1月に土砂を入れるなどして宅地造成を開始していることから深く反省している旨の始末書が添付されています。
申請地は都市計画法の用途地域内にあり、周辺は宅地化が進みつつある地域にあります、隣接農地の所有者の同意もあることから特に問題のないものと考えます。以上報告になります。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 全員賛成で、この議案については、可決されました。
続いて、農地法第4条の規定による許可申請です。2件目と3件目は筆界未定地のため、地番は違いますが同じ場所を指しているため併せて審議を行いたいと思います。議決はそれぞれで行います。そ

れでは上野原地区になりますので担当の上原さん報告をお願いします。

説明委員

今議長の方からも説明がありました通り、地番は違いますが、それぞれの境界が未定ということで併せて報告いたします。7月18日に現地調査を行いましたので、この結果を報告します。立会は申請人の代理、[]さん、農業委員会からは岡部職務代理、奈良委員、事務局から瀧森リーダー、臼井主事です。

場所は[]側が申請地です。申請内容は当該地を山林にしたい旨ですが、申請人[]さんの父が昭和40年頃に[]の分も含めて杉を植林し、山林としてすでに利用しています。深く反省している旨の始末書が両者から添付されており、また隣接地や周辺も耕作が放棄され山林化している状況になります。このことから特に問題ないものと考えます。以上報告します。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。今回の申請地について事務局から補足があるそうです。

事務局

はい。今回の申請地なのですが、境界が定まらなかったということで一つの筆に二つの地番がついている案件になります。そのため、[]は[]さん、[]は[]が所有していたのでそれぞれの地番の所有者から申請書を提出してもらっています。

議長

めったにないケースだと思いますが中にはこういった筆もあるそうです。何かご質問、ご意見等ございませんか。

無いようでしたら、2番の案件[]さん申請の案件について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議

全員挙手

議長

全員賛成で、この議案については、可決されました。

続いて、3番目の案件、[]さん申請の案件について可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議

全員挙手

議長 全員賛成で、この議案については、可決されました。
続いて、農地法第4条の規定による許可申請です。4件目は大目地区になります。担当の細川さん報告をお願いします。

説明委員 細川です。7月17日に現地調査を行いましたので調査結果を報告いたします。立会は申請人の代理で■■■■さん、事務局から瀧森リーダー、臼井さん、農業員会から地区農業委員の岡部さん、高橋会長、推進委員上條さん、細川の7名で行ってきました。
申請場所は16ページの地図をご覧ください。先ほどの3条申請がありました、その場所の南側に今回の申請地があります。■■■■
■■■■の■■筆で計■■㎡です。
申請地は昭和45年に申請者の亡き義父が新築し、未登記の建物の敷地として使用しています。なお、始末書が添付されています。周辺は住宅が建ち並び問題ないと思います。写真は17ページをご覧ください。それでは審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 補足を岡部委員をお願いします。

補足委員 岡部です。補足をさせていただきます。さきほど細川推進委員から説明があった3条申請の地図、9ページと今回申請の15ページの地図を見比べて見てください。■■■■の形態が道路沿いに家があり、家の裏に間口と同じ幅の畑があるという形になっています。■■■■と地図に書いてありますが、すでに亡くなっています。この家は市の政策秘書課が実施している空き家バンクに登録され、今■■■■が家を購入してここに住む、とそしてさきほどあったように農地を耕作していくような形です。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 全員賛成で、この議案については、可決されました。
続いて、農地法第4条の規定による許可申請です。5件目は秋山地区になります。担当の小俣さん報告をお願いします。

説明委員

7月23日に現地調査を行いました。立会人は申請人の[]さん、農業委員会からは岡部職務代理、守屋委員、事務局から瀧森リーダー、臼井さんです。

場所は[]が申請地になります。申請目的は住宅の建設をしたい計画になっており、すでに整備し駐車場として利用しているため始末書がついてます。申請者は今後このようなことがないよう反省していました。隣接地に農地があるため隣接地の耕作者から同意書もついていません。特に問題ないと思いますがご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議

全員挙手

議長

全員賛成で、この議案については、可決されました。

続いて、農地法第4条の規定による許可申請、6件目も秋山地区になります。引き続き担当の小俣さん報告をお願いします。

説明委員

小俣です。7月23日に現地調査を行いましたので報告します。立会人は申請人の[]さん、代理の[]さん、農業委員会からは岡部職務代理、守屋委員、事務局から瀧森リーダー、臼井さんです。申請場所は[]になります。工場及びその駐車場として利用している場所です。始末書がついています。申請者はこのようなことがないよう反省しておりました。特に問題ないと思いますのでご審議の程よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議

全員挙手

議長

全員賛成で、この議案については、可決されました。

次に、農地法第5条の規定による許可申請です。1件目は上野原地区になります。担当の上原さん報告をお願いします。

説明委員

資料は23ページになります。7月23日に現地調査を行いましたのでその結果を報告します。立会いは譲受人の[]さん、農業委員会からは岡部会長職務代理、小俣委員、事務局から瀧森リーダー、臼井主事です。

場所は[]mほど入った先が申請地になります。申請内容は市道に面した家屋を解体し、この土地と申請地を併せて宅地分譲したい旨のものです。申請地は都市計画法の用途地域内にあり周辺は宅地化が進みつつある地域になります。隣接農地の所有者の同意もあることから特に問題ないと考えます。以上報告します。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議

全員挙手

議長

全員賛成で、この議案については、可決されました。

続いて、農地法第5条の規定による許可申請です。2件目も上野原地区になります。引き続き担当の上原さん報告をお願いします。

説明委員

資料25ページになります。7月18日に現地調査を行いましたのでその結果を報告します。立会いは申請人の代理の[]、農業委員会からは岡部会長職務代理、小俣委員、事務局から瀧森リーダー、臼井主事です。場所は[]

[]先が申請地になります。申請内容は母親から申請地を譲り受けて自宅を建築する計画です。申請地は都市計画法の用途地域内にあり周辺は宅地化が進みつつある地域になります。なお、譲渡人は申請地の一部を庭として利用していたことから深い反省を示した始末書を添えています。こうしたことから特に問題ないと考えいます。以上報告します。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 全員賛成で、この議案については、可決されました。
続いて、農地法第5条の規定による許可申請です。3件目も上野原地区になります。引き続き担当の上原さん報告をお願いします。

説明委員 資料の27ページに案内がございます。7月18日に現地調査を行いましたのでその結果を報告します。立会いは申請人の[REDACTED]、農業委員会からは岡部会長職務代理、小俣委員、事務局から瀧森リーダー、臼井主事です。場所は[REDACTED]が申請地です。申請内容は申請地とこれに隣接する宅地や雑種地と合わせて物販店舗を建築するものです。申請地は都市計画法の用途地域内にあり既存の大型スーパーに隣接し、周辺も宅地化が進んでいる地域です。この申請は、大規模開発に係ることから、農地法の申請手続きとともに市並びに県の関係法令に基づく開発に必要な諸手続も協議等を開始しているとのことです。これらのことから特に問題ないと考えます。以上報告します。

議長 ありがとうございました。事務局の方から補足説明をお願いします。

事務局 上原さんの説明にもあるように、開発の許可も必要な面積になってくるので、市の建設課と協議をされていて、協議後は県にも開発許可の申請がされ審議する予定です。以上です。

議長 県の常設審議委員会の委員になりました。毎月7日に1000㎡を超える転用案件については再度県の理事の方で審議を行い許可を得る必要があります。この案件はそれに該当するため、8月7日に事務局の方が出席してもらいます。実際に私は審議するのは自分の市町村とは関係のない、国中地域の案件になります。
ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

質問委員 表記について教えてほしいのですが、22ページの③の部分ですが、

譲渡人が4名いて、筆が9筆ありますが、どの筆をだれが所有しているのかがわかりません。個々で数筆ずつ所有しているのか、すべて4人の共有なのでしょうか。

事務局

4人で共有ではなく、それぞれ筆を所有しています。[]さんが[]の[]筆、[]さんが[]までの[]筆、[]さんが[]の[]筆、残りの[]筆が[]さんの所有になります。以後記載方法については気をつけます。

議長

ほかに何かご質問、ご意見等ございませんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議

全員挙手

議長

全員賛成で、この議案については、可決されました。
続いて、農地法第5条の規定による許可申請です。4件目は巖地区になります。担当の大神田さん報告をお願いします。

説明委員

巖地区担当の大神田眞です。去る7月18日に現地調査に行ってきました。立会人は申請者の[]、市農業委員会から岡部会長職務代理、農業委員の古家さん、事務局から瀧森リーダー、臼井さんそして私で行ってきました。

場所は[]
[]が申請地です。申請地にはすでに譲渡人の先代が平成3年に農地転用をせずに建てた学生向けのアパートが建っております。今回は同じ敷地の既存駐車場が現在5台分なのですが、アパート10世帯分の駐車場を確保するための5台分の駐車場拡張を行う予定です。都市計画区域内で申請地周辺には住宅が多く建っていて、公共下水道や上水道も通っています。近くには[]があり、[]のアパートが増えていまして市街化が進んでいます。3筆の農地転用の可否については立地基準の農地区分で第3種農地の判断となるため原則許可ということになります。また一般基準についても特段の違反がありません。建ててからの増築はないとのことなので建築基準法の申請も不要です。建築時の無許可転用については始末書で遺憾と反省の意を申請人が明記しておりますのでこれによって問題はないかと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 全員賛成で、この議案については、可決されました。
続いて、農地法第5条の規定による許可申請です。5件目も巖地区になります。引き続き担当の大神田さん報告をお願いします。

説明委員 はい、引き続き報告します。7月18日に現地調査を行ってきました。立会人は譲渡人の[REDACTED]、農業委員会から岡部会長職務代理、農業委員の古家さん、事務局から瀧森リーダー、臼井さんそして私で行ってきました。
場所は[REDACTED]になります。[REDACTED]
[REDACTED]にある場所です。31ページの地図もご覧ください。
申請地にはすでに譲受人の[REDACTED]さん所有の倉庫が建っています。この倉庫は農地転用の許可を受けずに譲受人の先代が昭和52年に建築し現在に至っています。建物は譲受人の所有のため、今回は土地と建物の所有者を一致させるための申請です。
転用の可否についてですが、農地区分でいうと3種農地になると思います。3種農地の要件は300メートル以内に市役所の支所、ここは[REDACTED]があります。それから300m以内に主要な駅、[REDACTED]駅がありますがので原則許可が認められると思います。一般基準については特段のないと思います。隣接農地の所有者から同意書もだされています。土地所有者と建物所有者両者から始末書の提出されていますので問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 全員賛成で、この議案については、可決されました。
最後に、農地法第5条の規定による許可申請です。6件目は西原地区になります。担当の白鳥さん報告をお願いします。

説明委員 西原地区担当の白鳥です。7月17日に現地調査に行ってきましたので調査結果を報告します。案内図は33ページ、写真は34ページです。立会いは譲渡人の■■■■さん、農業委員会から富澤委員、高橋会長、事務局から瀧森リーダー、臼井さんの6人で行いました。先月の3条申請で譲り渡す予定だった農地が現地調査を行った際に宅地化していたことが分かり、改めて転用の案件として提出されています。場所は33ページ見てください■■■■です。■■■■に住宅があります。そこが譲受人、■■■■さんの住宅です。申請地は住宅周辺の■筆です。■■■■は家の脇から道路にかけての土地です。■■■■は舗装され、倉庫に続く斜面の道になっています。■■■■は譲受人が駐車場として利用しています。譲渡人の先代からこのように使用していたため始末書が添付してあります。この申請は問題ないと思われますがご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 全員賛成で、この議案については、可決されました。
これで本日の議題は終わりです。最後に一言。今回の4条すべてと5条は6件中4件、始末書がついています。転用が今後厳しくなるため、来年の3月までになるべく早くこういう案件を申請しておくように。具体的にどうなるかはまだ分かりませんが、条件が厳しくなるということは農業会議の会議等で話していました。先日の新聞にも出ていたかと思います。
3ヶ月と1年おきに報告書の提出を義務づけるような話も出ています。皆さんの担当地区でこのような案件があったらはやめに出すことをおすすめます。

質問委員 さっきの5条の許可申請の中で■■■■の案件があったん

ですけれども、あの規模のアパートを建てる時には当然建築許可を取っているはずですが、農業委員会の審査を経ずに作ってしまっているようです。上野原市として建築許可を出しているのであれば市役所の中の連携でチェックを入れてもらう必要があるのではと思います。個人住宅であれば建築確認なしで個人の大工さんをお願いして建設してしまう、ということが抜け道みたいになっているのはありますが…。今回はこれだけの建物を作ったのに手続きがされていなかった、というのが疑問に残ります。

事務局 当時許可をとったけれども法務局に届出をしていなくて転用されていなかった、というケースもあります。許可書があったけど代が変わってどこかにいってしまったため再度申請を、ということもあるのでその部分だけ補足させていただきます。

説明委員 現地調査で立ち会ったときに申請代理人に建築確認はとった、その後増築などの工事をしたかどうかを確認して、していないということと報告しましたが、それが嘘だといいたいのですかそういう認識でいいでしょうか。

質問委員 そういう訳ではないんです。建てる時に許可を得てますよ、といって作ったが実際は法務局にでていなかった、ということが生じているようです。建築許可も農業委員会の事務局も同じ行政ですから、なんらかの形で連携してチェックする形ができないものかな、という話です。これからこのような違反転用の申請も駆け込みで多くなりそうなので、関与できない部分があるけど行政としてなんらかの形でチェックしていけばできるのではと思っています。

質問委員 農地法の許可基準の中でその他の法律の許可が確実な場合、とあります。そのため農地法だけでは建築の確認はできません、は間違えだと思います。少なくとも転用の一般基準の場合で建築基準法をあらかじめとっていない場合は許可は出せないなので、今回のような違反転用の場合が起こってしまうということは農業委員会がなめられているのではないのでしょうか。

議長 転用について許可とったけれど法務局に申請しない。ということもあるため、ちゃんと管理しなさいよというのが今後の法律で義務づけられると思います。今回もそういうことのひとつの事例だと思います。

- 質問委員 アパート建設の際に建築確認されていることは確認できるんですか？
- 事務局 建てた当時のことは分かりません。現在は申請があった場合には建築確認をとっているかどうかの確認は行っています。アパートを建てた当時も本来は転用して手続きをして建てないといけなかったけれど所有者が怠ったということかと思います。
- 説明委員 あれだけ大きな建物を作るときにはチェックをすべきなので行政の方でうまく連携して解決できないかなということなんです。例えば税務関係、課税額がでますよね、地目が農地でも基礎をつくと建物となって倉庫になれば倉庫の税金がかかってくる。その税金は市町村に支払うものですよね、税務課と農業委員会の横のつながりがあれば違反転用は少しでも解消されるのではと思います。
- 議長 私も父が農地に倉庫を建てていることが分かりました。税金は宅地並みにとられていましたので、気がつきませんでした。
- 説明委員 横のつながりがないとそういうことになりますね。宅地として税金をかけているのであればその時点で違反転用であることが分かると思います。
- 議長 それができればいいのですが、お役所仕事というかそれはかなり難しいと思います。ほかになにかありましたら議題に挙げて議論していきたいと思います。
それでは、来月の総会日程について事務局お願いします。
- 事務局 ○次回総会日程：令和6年8月26日(月)
- 議長 その他に何かありますか。
無いようですので、以上で本日の審議案件は終了し、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。
- 事務局 以上をもちまして7月の総会を終わらせていただきます。閉会の挨拶を網野和夫副会長よりお願いします。(網野副会長挨拶)
- 網野副会長 皆さんお疲れ様でした。それではご起立ください。

以上で総会を終わります。

全員

～互礼～ お疲れ様でした。

以上は、この会議の内容を記録したものである。

令和6年月7月27日

会議書記 臼井 藍

議事録署名委員と共に記名押印す。

議 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印